

報告第 16 号

臨時代理した事件(名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱)の承認について

名張市スポーツ推進審議会条例(昭和49年条例第35号)第1条の規定に基づく名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 2年 6月 5日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市スポーツ推進審議会委員 候補者名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

令和2年6月5日現在

委員名	選出団体名	役職名	備考
なか もり ひろ ふみ 中 森 博 文	名張市体育協会	会長	委嘱済
か ね た け こ 梶 田 淑 子	名張市スポーツ少年団本部	顧問	委嘱済
もり かわ い ちよ 森 川 郁 代	名張市レクリエーション協会	理事長	委嘱済
かめ もと かず とし 亀 本 和 丈	名張市地域づくり代表者会議	赤目まちづくり委員会会長	
まつ お せい けい 松 尾 大 介	近畿大学工業高等専門学校	准教授	委嘱済
すず き ちか え 鈴 木 幸 栄	名張市スポーツ推進委員協議会		委嘱済
まつ むら のり ひこ 松 村 典 彦	名賀医師会	理事	委嘱済
やま ぎ ひろ ふみ 山 崎 博 史	名張市小中学校長会		中学校体育連盟
やま もと あきら 山 本 晃	名張市身体障害者互助会	副会長	委嘱済
わ だ よ そ ち 和 田 四 十 八	名張市老人クラブ連合会	副会長	委嘱済

○名張市スポーツ推進審議会条例

昭和49年10月5日条例第35号

名張市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本計画その他重要事項の調査、審議を行うためスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく、名張市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織、運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会は、委員10名で組織する。

(会長・副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。